

庄内沿岸への漂流・漂着船等に関する 対応マニュアル（第4版）



平成29年12月28日（第1版）

平成30年 4月23日（第2版）

平成30年12月28日（第3版）

平成31年 4月 1日（第4版）

山 形 県

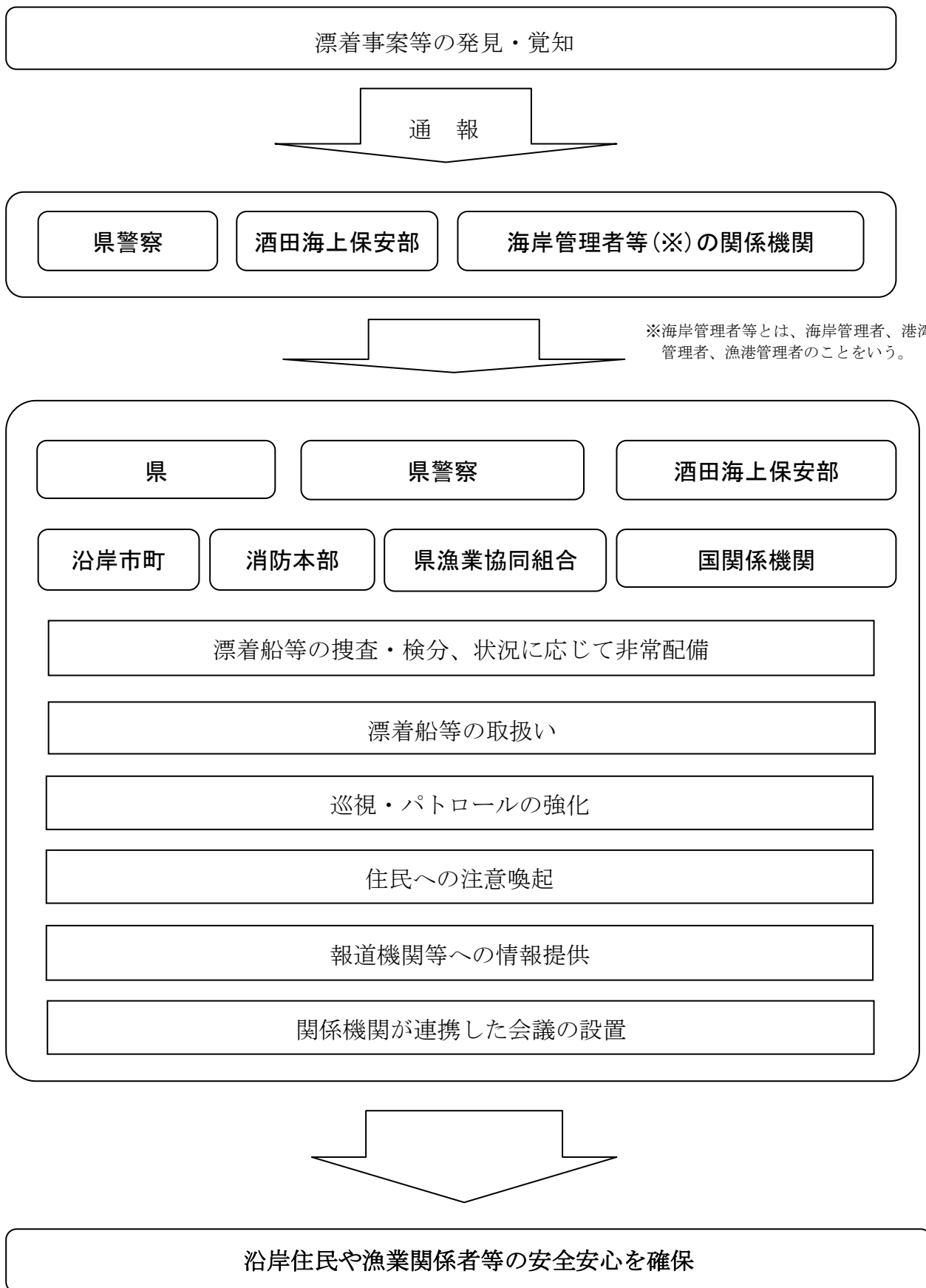
1 マニュアルの目的

本マニュアルは、庄内沿岸への漂流・漂着船等を発見・覚知した場合に、山形県、県警察、酒田海上保安部、沿岸2市1町（鶴岡市、酒田市、遊佐町）など関係機関が連携し、県民の安全安心を確保するための措置を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

2 対象とする事案について

本マニュアルが対象とする事案は、庄内沿岸への漂流・漂着船等に関する事案（以下「漂着事案等」という。）とする（例：外国籍と見られる木造船や遺体など）。

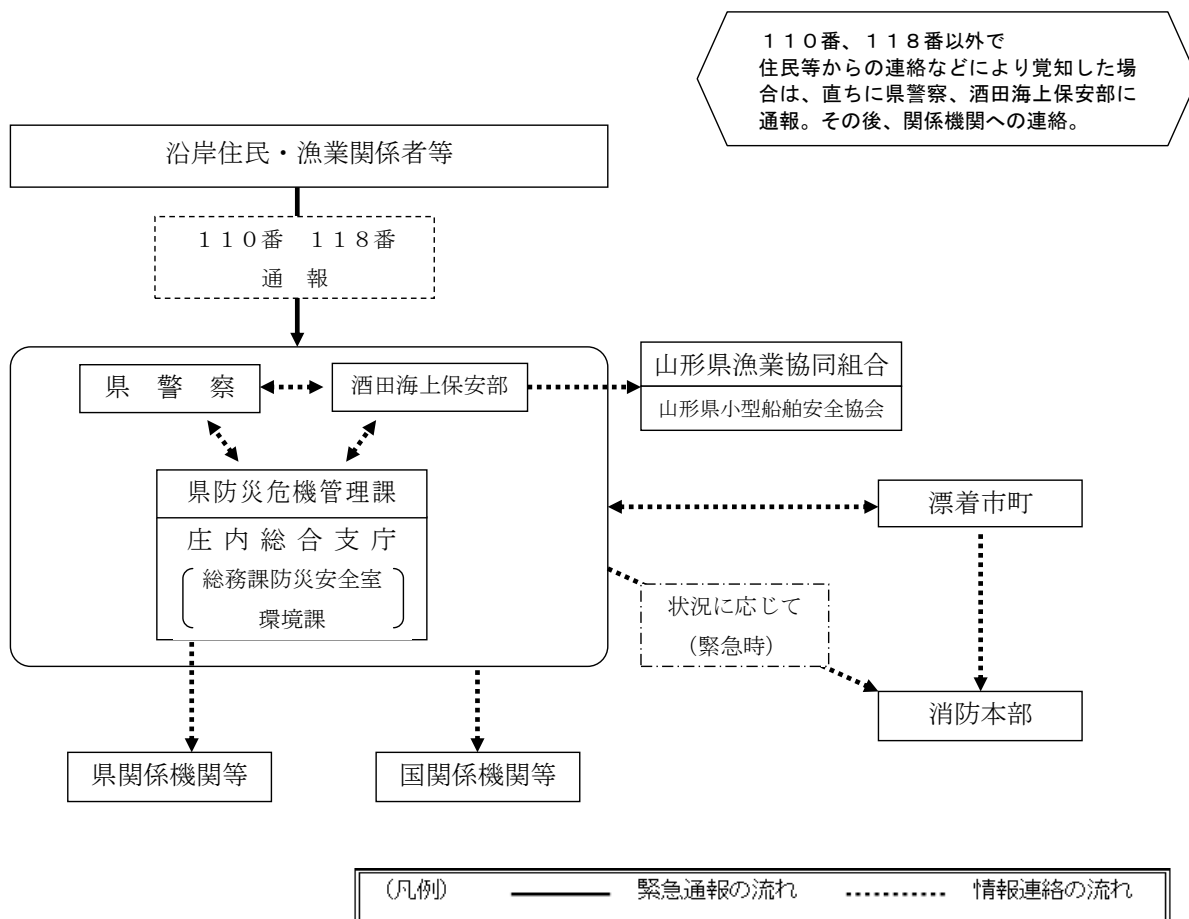
3 対応の流れについて



4 関係機関との連絡体制について

各機関は、住民等からの通報・連絡や、各機関で実施するパトロール等により発見・覚知した場合は、次の連絡体系図に従って、情報共有を図る。

情報を受けた各機関は、所管する対応を行う。



<初動にあたる主な関係機関及び所管業務>

機関名		主な所管業務
県警察	本部警備第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着船等の捜査、検分 ・ 沿岸部のパトロール ・ 沿岸警備協力会への注意喚起、協力要請
	酒田警察署	
	鶴岡警察署	
酒田海上保安部	警備救難課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂流船等の調整 ・ 漂着船等の捜査、検分 ・ 海上巡視警戒 ・ 船舶向けの航行警報等による情報提供
	交通課	
東京税関酒田税関支署	統括監視官部門	・ 漂流船及び漂着物等の検査
東北地方整備局酒田河川国道事務所	河川管理課	・ 河川区域の巡視
県防災くらし安心部	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
県県土整備部	港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域の巡視 ・ 港湾区域の漂着物の処理
庄内総合支庁	総務課防災安全室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物関係の連絡窓口 ・ 海岸漂着物の監視 ・ 県海岸漂着物連絡調整会議の事務局
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港区域の巡視 ・ 漁業監視調査船による漂流物監視 ・ 漁港区域の漂着物の処理
	河川砂防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の巡視 ・ 海岸区域の漂着物の処理
鶴岡市	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
	農山漁村振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港区域の巡視 ・ 漁港区域の漂着物の処理
酒田市	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
遊佐町	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理及び連絡調整に関すること ・ 漂着船等全般に関すること
	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港区域の巡視 ・ 漁港区域の漂着物の処理

5 漂着船等の捜査・検分について

漂着船等については、県警察及び酒田海上保安部が、事件性や危険性の有無等について捜査を行うとともに、海岸等の管理者や関係機関と連携して検分を行う。

なお、対応にあたっては、感染症への対策を行うなど十分注意することとする。

【生存者が漂着した（又は漂着したと疑われる）場合の対応】

＜県警察の基本的な対応＞

- 酒田海上保安部や出入国在留管理庁、酒田税関支署等の関係機関へ連絡するとともに、連携して対応する。
- 現場で事件性や危険性の有無等について捜査の上、上陸者の痕跡があった場合は、緊急配備や、付近住民への聞き込み、沿岸部における不審者の検索等を行う。
- 110ネットワークや沿岸部のパトカー巡回、沿岸地域住民への巡回連絡等を利用し、注意喚起や不審者情報の提供依頼を住民へ行うとともに、県などの関係機関と連携し、注意喚起と不審者情報の提供について広報する。
- 生存者が感染症に罹患していることが疑われる場合は、速やかに保健所に通報する。

＜県の基本的な対応＞

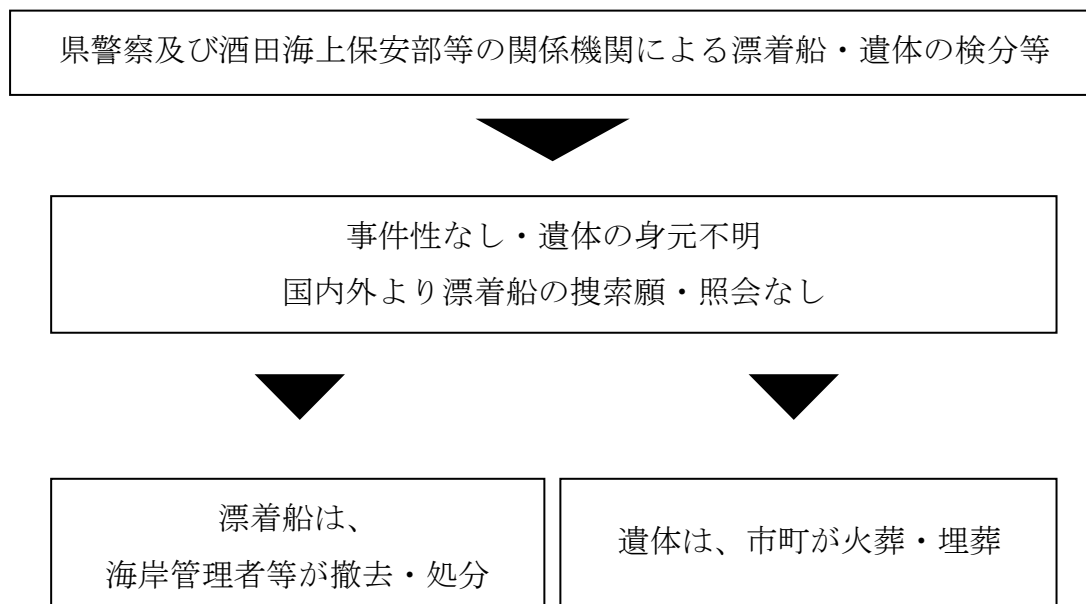
- 県は非常配備等の体制をとり、県警察や酒田海上保安部、出入国在留管理庁、酒田税関支署等の関係機関から協力要請がある場合に迅速に対応できるよう備える。
- 県警察等から、生存者の感染症への罹患疑いについて保健所に連絡があった場合、保健所は県業務・感染症対策室に連絡して対応を協議する。保健所及び県業務・感染症対策室は、県防災危機管理課や関係機関と連携し、防疫上必要な措置をとる。
- 関係機関から協力要請があった場合は、県（防災危機管理課・庄内総合支庁）が窓口となり、県関係課や市町村と調整を行い、連携して対応する。
- 県（防災危機管理課・庄内総合支庁）は、沿岸市町などの関係機関と情報共有を図るとともに、関係機関と連携して住民や漁業関係者等へ情報提供・注意喚起を行う。

＜住民からの119番通報により、漂着した生存者と疑われる傷病者の搬送要請があった場合の消防本部の対応＞

- 住民からの通報段階や、現場到着時、又は医療機関への搬送後など、傷病者が漂着した生存者であると疑われる場合は、直ちに県警察へ通報し、対応について協議する。
なお、県警察との協議の結果、救急搬送が必要な場合は、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準（山形県）」に基づき、医療機関に搬送する。
- 生存者が感染症に罹患していることが疑われる場合は、速やかに保健所に通報する。感染症が疑われる患者の搬送が必要となった場合は、保健所と対応を協議しながら「感染症の患者の移送の手引き（厚生労働省）」に基づき、対応する。

6 漂着船等の取扱いについて

漂着船や漂着した遺体については、県警察及び酒田海上保安部等の関係機関による検分等の終了後、海岸管理者等や漂着市町が適正に取り扱うものとする。



(1) 漂着した船等の処理

漂着した船等について、県警察及び酒田海上保安部等の関係機関による検分等の終了後、漂着した海岸等の管理者は、廃棄物として関係法令に基づき、適正に撤去・処分を行う。なお、撤去・処分をする際に、漂着した船等に危険性があると疑われる場合は、海岸等の管理者は関係機関と対応を協議する。

漂着した船が船舶として評価される場合には、必要に応じて所有者確認のための公告などを行う。

なお、朝鮮半島からのものと思料されるものであると海上保安庁が確認した漂着船等の撤去費用については、海岸漂着物等地域対策推進事業による補助金（85～95%）及び特別地方交付税措置（残額）を活用する。

(2) 漂着した遺体の措置

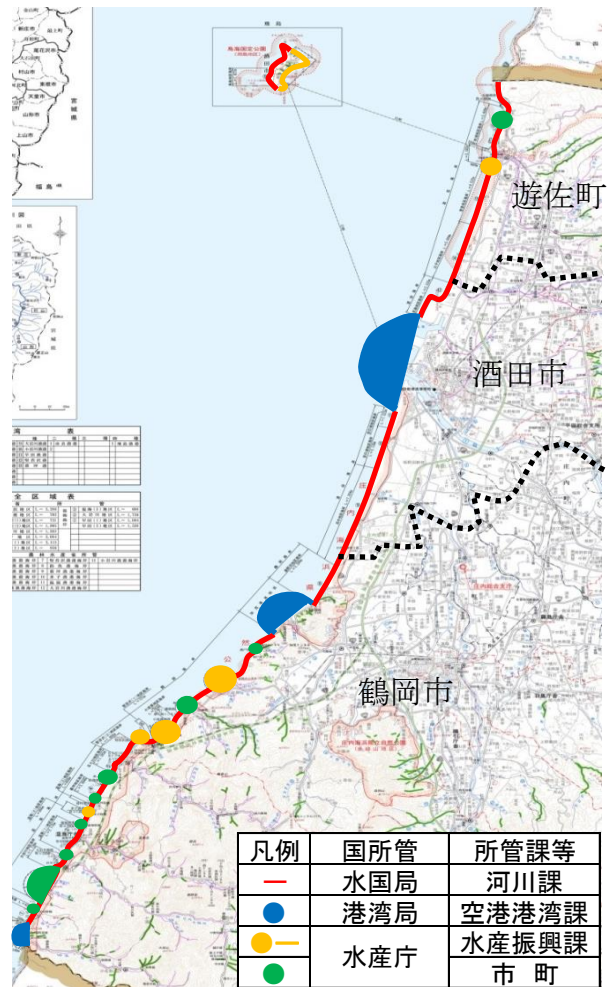
漂着した遺体について、県警察又は酒田海上保安部等による検分・身元確認等の結果、身元不明の場合は、漂着した沿岸市町へ遺体が引き渡される。

引き渡しを受けた沿岸市町は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき、遺体を火葬し遺骨として保存したうえで、本人の認識に必要な事項等を官報等により公告する。申し出がない場合は、遺骨の埋葬を行う。

漂着した遺体の火葬等に要した費用については、遺体の措置を行った市町が県に請求し、県はその額を負担する。

海岸の管理区分

区域	所管課等	海岸線延長 (km)
公共海岸	県河川課	68.8
港湾	県空港港湾課	35.0
漁港	県水産振興課	18.8
	鶴岡市	11.2
	遊佐町	1.0
	小計	31.0
計		134.8



7 沿岸の巡視やパトロール等の強化について

漂流・漂着船等については、県警察と酒田海上保安部による海上及び沿岸の警備・パトロール強化に加え、県や沿岸市町及び関係機関は連携しながら、沿岸の巡視やパトロール等を強化する。

なお、沿岸の巡視やパトロール等の強化については、県警察や酒田海上保安部と十分協力して実施する。

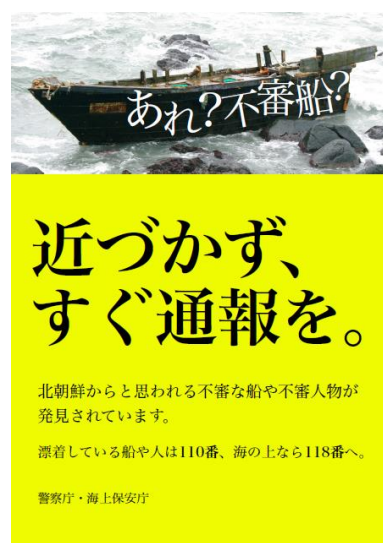
8 住民への注意喚起等について

県、沿岸市町及び関係機関は、沿岸住民や漁業関係者等に対し、漂着船等や不審人物を発見・覚知した場合には、むやみに近づいたり接触したりせずに、すぐに警察（110番）や海上保安庁（118番）へ通報するよう、ホームページへの掲載や各所管施設の窓口等でチラシを配布・掲示するなどして注意喚起を行い、沿岸住民等の安全確保を図る。

緊急時には、県、沿岸市町及び関係機関が防災行政無線等の様々な手段を用いて、住民への注意喚起を行う。



< 県など関係機関作成のチラシ >



< 政府作成のチラシ >

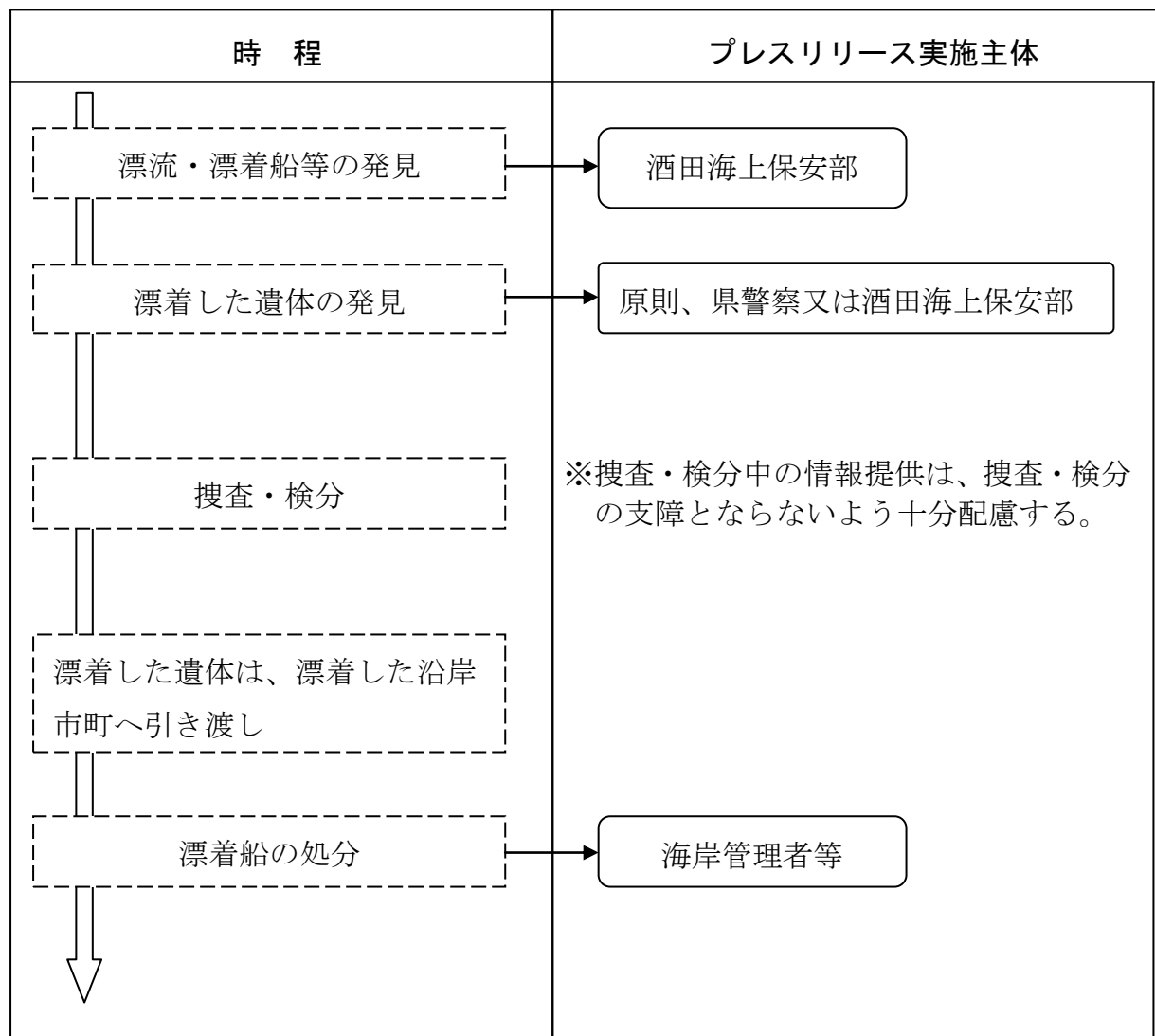
県、沿岸市町のホームページで注意喚起

- ・県 <http://izp2.pref.yamagata.jp/ou/bosai/020072/kochibou/mokuzousen.html>
- ・鶴岡市 <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/anzen/bousaipage/bousai0120171208.html>
- ・酒田市 <http://www.city.sakata.lg.jp/bousai/bousai/bousaijyoho/kikikanri0220171206.html>
- ・遊佐町 <http://www.town.yuza.yamagata.jp/ou/somu/kikikanri/pd1214095248.html>

9 報道機関等への情報提供について

県、沿岸市町、関係機関は、県民の安全安心を確保し、不安を解消するために、事案概要や今後の対応等について報道機関へ情報提供するなどして、適時適切に県民へ広報を行う。

【漂流・漂着船等を発見・覚知した場合のプレスリリースの基本的な流れ】



※上記のほか、県民への情報提供が必要と県（防災危機管理課・庄内総合支庁）が判断した場合には、県警察及び酒田海上保安部と協議の上、県（防災危機管理課・庄内総合支庁）がプレスリリースを行う。

※プレスリリースの内容については、関係機関で情報を共有する。

10 関係機関連絡調整会議の開催について

各関係機関の対応について情報共有を図ること等を目的として、関係機関連絡調整会議を開催する。

関係機関連絡調整会議の事務局は、県防災危機管理課及び庄内総合支庁総務課防災安全室に置く。

<関係機関>

仙台出入国在留管理局酒田港出張所	山形県漁業協同組合
東京税関酒田税関支署	NPO法人山形県小型船舶安全協会
厚生労働省 仙台検疫所酒田出張所	県警察本部警備第一課
農林水産省 横浜植物防疫所新潟支所	酒田警察署警備課
庄内森林管理署	鶴岡警察署警備課
東北地方整備局酒田河川国道事務所 河川管理課	庄内総合支庁総務課防災安全室
東北地方整備局酒田港湾事務所 沿岸防災対策室	庄内総合支庁環境課
酒田海上保安部警備救難課	庄内総合支庁水産振興課
鶴岡市防災安全課	庄内総合支庁建設総務課
鶴岡市福祉課	庄内総合支庁河川砂防課
鶴岡市廃棄物対策課	庄内保健所
鶴岡市農山漁村振興課	庄内教育事務所
酒田市危機管理課	県循環型社会推進課
酒田市福祉課	県防災危機管理課
酒田市環境衛生課	県健康福祉企画課薬務・感染症対策室
遊佐町総務課	県地域福祉推進課
遊佐町健康福祉課	県水産振興課
遊佐町地域生活課	県河川課
遊佐町産業課	県空港港湾課
鶴岡市消防本部警防課	県港湾事務所
酒田地区広域行政組合消防本部警防課	県教育庁スポーツ保健課

